

(実用新案技術評価書の提示)

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に

係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を使用し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を使用し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2) 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際ににおける実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行ふし、又はその警告をした場合に準用する。

（特許法の準用）

（特許法の準用）

第三十条 特許法第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は專用実施権の侵害に準用する。

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条第一項に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年七千六百円に一請求項につき

第三十条 特許法第百三条（過失の推定）、第一百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

（登録料）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から	毎年八千五百円に一請求項につき

第三年まで	九百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万五千百円に一請求項につき一千八百円を加えた額
第六年まで	

(第二項以下略)

(登録料の納付期限)

第三十二条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に(第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつ

第三年まで	千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万六千九百円に一請求項につき二千円を加えた額
第六年まで	

(第二項以下略)

(登録料の納付期限)

第三十二条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の副本の送達があつた日(次項において「登録査定等副本送達日」という。)から三十日以内に一時に納付しなければならない。

た場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に（一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から登録査定等謄本送達日までに三年以上を経過したときは、第四年から登録査定等謄本送達日の属する年（登録査定等謄本送達日から登録査定等謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、登録査定等謄本送達日の属する年の次の年）までの各年分の登録料は、登録査定等謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

(登録料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、前条第二項に規定する期間又は第三十六条において準用する特許法第一百九条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

(第二項及び第三項略)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十六条规定する

(登録料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、前条第二項本文に規定する期間又は次条において準用する特許法第一百九条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

(第二項及び第三項略)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に次条において準用する特

する特許法第二百九条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

許法第二百九条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

(既納の登録料の返還)

第三十四条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り

、納付した者の請求により返還する。

一 過額納の登録料

二 実用新案登録出願を無効にすべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

2| 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の

登録料については納付した日から一年、同項第一号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

### 第三十五条 削除

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第一百九条(特許料の減免又は猶予)及び第一百十条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料について準用する。

(特許法の準用)

第三十四条 特許法第一百九条(特許料の減免又は猶予)、第一百十条(利害関係人による特許料の納付)並びに第一百十一条第一項(第三号を除く。)及び第二項(既納の特許料の返還)の規定は、登録料について準用する。

(削除)

## (拒絶査定に対する審判)

第三十五条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の原本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

## (補正の却下の決定に対する審判)

第三十六条 第十三条において、又は第四十一条において準用する特許法第百六十一条の三第一項におい

## (削除)

て、それぞれ準用する同法第五十三条规定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の原本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

- 2) 前条第一項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

## 第五章 審判

### (実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第一条の二第一項に規定す

### (実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

る要件を満たしていない補正をした実用新案登録

出願に対しされたとき。

- 
- 二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十二条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき。
- 三 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
- 四 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対ししてされたとき。
- 五 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対ししてされたと
- 
- 一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八项、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
- 三 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対ししてされたと

き。

六 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

(第二項以下略)

(審判請求の方式)

第三十八条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

き。

五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

(第二項以下略)

第三十八条 削除

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

(答弁書の提出等)

第三十九条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるければならない。

2 審判長は、前項の答弁書を受理したとき、又は第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

(訂正の審判)

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

- 1 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 2 誤記の訂正
- 3 明瞭でない記載の説明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合は、前正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成さ

れる考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても

請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

5

#### (訴訟との関係)

第四十条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

#### (訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

- 第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について第三十七条第一項の審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。
- 2 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 3 裁判所は、中止の理由が消滅したとき、その他事情の変更があったときは、第一項の決定を取り消すことができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百一十五条规定、第二百三十二条、第二百三十三条、第二百三十五条から第二百五十七条まで、  
第二百六十七条、第二百六十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第二百七十条の規定は、審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百一十五条规定、第二百一十七条、第二百二十八条、第二百三十条から第二百七十二条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し、及ばない。

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該考案の善意の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのため展示し、又は輸入した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）  
、第一百七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第一百七十六条（再審の請求登録前の実

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該考案の善意の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し、譲渡し貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのため展示し、又は輸入した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）  
、第一百七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第一百七十六条（再審の請求登録前の実

施による通常実施権)の規定は、再審に準用する。 )の規定は、再審に準用する。

この場合において、同法第百七十四条第二項中「第百三十二条」とあるのは「实用新案法第三十八条及び第三十九条」と、「第一百六十八条」とあるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第四十七条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(審決等に対する訴)

第四十七条 審決に対する訴、第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

期間等）及び第一百七十九条から第一百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十八条の二 特許法第一百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第四項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十八条の二 特許法第一百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第六項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

特例

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

期間等）及び第一百七十九条から第一百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

第四十八条の四（第一項及び第二項略）

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が条約第二十三条②又は第四十条②の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明であつて、国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」といふ。）における第一項又は前項に規定する翻訳文（要約に係るものと除く。以下「出願翻訳文」といふ。）に記載されていないものは、国際出願日における外國語実用新案登録出願の明細書若しく

第四十八条の四（第一項及び第二項略）

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明であつて、国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」といふ。）における第一項又は前項に規定する翻訳文（要約に係るものと除く。以下「出願翻訳文」といふ。）に記載されていないものは、国際出願日における外國語実用新案登録出願の明細書若しく

細書若しくは請求の範囲に記載されていなかつたものと、又はのと、又は図面の中の説明がなかつたものとみなす。

は請求の範囲に記載されていなかつたものと、又は図面の中の説明がなかつたものとみなす。

(書面の提出及び補正命令等)

第四十八条の五 (第一項略)

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

二 前項の規定による手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 前項の規定による手続が第五十五条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

五 第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

六 第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

七 第五十四条第二項及び特許法第一百八十四条の五第四項の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

八 第二条の二第四項及び特許法第一百八十四条の五第五項の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

九 第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

十 特許法第一百八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

十一 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）にあつては第一項、外国語実用新案登録出願にあつては同項及び前条第一項の規定による手続をし、かつ、第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

一六二

（国際出願に係る願書をすることができない。）

第四十八条の六（第一項略）

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第四十八条の六（第一項略）

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外國語実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文は同項

2 日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る請求の範囲及び外國語実用新案登録出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録出願に係る請求の範囲及び外國語実用新案登録出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録出願に係る請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外國語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文は同項

の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(図面の提出)

第四十八条の七（第一項から第三項まで略）

4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出（図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出）は、第二条の二第一項の規定による手続の補正とみなす。この場合において、同項ただし書きの規定は、適用しない。

(図面の提出)

第四十八条の七（第一項から第三項まで略）

4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出（図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出）は、第五十五条第二項において準用する特許法第十七条第一項の規定による手続の補正とみなす。この場合において、第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項ただし書きの規定は、適用しない。

中の説明を除く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(削除)

(国内公表等)

第四十八条の八 特許庁長官は、第四十八条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語実用新案登録出願について、出願公告をしたものをお除き、国内書面提出期間の経過後（国内書面提出期間内に提出人から出願審査の請求があつた国際実用新案登録出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされているものについては、優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行う。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案登録出願の番号

### 三 國際出願日

#### 四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 明細書の出願翻訳文に記載した事項のうち考案の名稱及び図面の簡単な説明に相当する部分、請求の範囲及び図面の中の説明の出願翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）

#### 六 国内公表の番号及び年月日

#### 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許法第百八十四条の九第三項の規定は、前項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

4 特許庁長官は、国内公表がされた外國語実用新案

登録出願の明細書、請求の範囲及び図面の中の説明の出願翻訳文並びに図面（図面の中の説明を除く。）の内容（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）を記載した書面を特許庁において公衆の検査に供しなければならない。ただし、当該外国語実用新案登録出願が出願公告されたとき又は特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

5 第十三条の二の規定は、国際実用新案登録出願には、適用しない。

6 特許法第百八十四条の九第五項から第七項まで（国内公表等）の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例）

第四十八条の八 国際実用新案登録出願については、

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例）

第四十八条の八の二 国際実用新案登録出願について

第八条第四項及び第九条第二項の規定は、適用しない。

2 日本語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「实用新案掲載公報の発行が」とあるのは、「实用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「实用新案登録出願の願書に最初の添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」とする。

2 日本語実用新案登録出願についての第七条の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第七条の二第三項の規定の適用については、同項中「实用新案登録出願の願書に最初の添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」と

は、第七条の二第四項及び第七条の三第二項の規定は、適用しない。

、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十二条に規定する国際公開が」とする。

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は

」と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十二条に規定する国際公開」とする。

4 第七条の二第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項の規定の適用については、第七条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は

面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第四項若しくは特許法第二百八十四条の西第四項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第二百八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

5 第八条第一項の先の出願が第四十八条の十四第四項又は特許法第二百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細

請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第七条の二第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第四項若しくは特許法第二百八十四条の四第一項若しくは同法第二百八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

5 第七条の二第一項の先の出願が第四十八条の十四第四項又は特許法第二百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願である場合における第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項の規定の適用については、第七条の二第一項及び第二項中「願書に最

書又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十四第四項若しくは同法第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十四第四項又は特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十四第四項若しくは同法第一百八十四条の十六第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

(補正の特例)

第四十八条の十　国際実用新案登録出願についてする  
条約第二十八条(1)又は第四十一条(1)の規定に基づく  
補正については、第二条の二第一項ただし書の規定  
は、適用しない。

2 特許法第八十四条の十一第一項及び第三項の規  
定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の  
二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十  
一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合に  
おいて、同法第八十四条の十一第一項中「第一百九  
十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条  
第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五  
十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理  
基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と  
読み替えるものとする。

(出願審査の請求の時期の制限)

第四十八条の十　国際実用新案登録出願の出願人は、  
日本語実用新案登録出願につては第四十八条の五  
第一項、外国語実用新案登録出願につては第四十  
八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定によ  
る手続をし、かつ、第五十四条第二項の規定によ  
り納付すべき手数料を納付した後、国際実用新案登  
録出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間の経  
過後でなければ、国際実用新案登録出願についての  
出願審査の請求をすることができない。